



ダイヤ改正に伴う体制見直し・環境の詳細を質す

申12号・2023年3月ダイヤ改正及び「営業・運輸車両職場における体制の見直しについて」に対する申し入れ①

新潟地本は昨年12月20日に団体交渉を行い、新潟支社より「営業・運輸車両職場における体制の見直しについて」の提案を受けました。今年3月に予定されるダイヤ改正では、営業統括センターの体制の見直しや、車両センターの統廃合をはじめとする運輸車両部門の組織再編が予定され、社員の労働条件・労働環境に大きな変化が生じます。施策実施に伴う各區所の体制については1日当たりの出面数(作業

【営業・運輸車両職場の体制見直しについて】

1. 長岡運輸区の車掌行路の一部で行う駅業務は、長岡営業統括センターの1日当たりの出面数に含まれるのか明らかにすること。
2. 「営業・運輸車両職場における体制の見直し」の提案資料にある、改正後の新潟運輸区「乗務 泊60」と運用行路表の運転士・車掌の泊行路数の合計に相違がある理由を明らかにすること。
3. 駅窓口を廃止し、アシストマルスを導入する基準を具体的に明らかにすること。
4. お客さまがアシストマルスで発券できなかった場合、駅係員がマルス端末で対応することはあるのか明らかにすること。また、駅係員が対応する



ダイヤ数で示されたものの、乗務員区所においては別途提示された運用行路表だけでは労働条件が不明確な部分が存在します。また、営業統括センターにおけるサービス向上や異時対応などについて、労使での更なる議論が必要です。

【乗務割交番について】

7. 就業規則第90条に則らず、1循環が4週間以下の乗務割交番において乗務割交番を区切って作成した理由を明らかにすること。
8. 新潟運輸区、運転士行路E C組及びD C組の乗務割交番を区切らずに作成した理由を明らかにすること。
9. 新潟運輸区、運転士行路E C・D C組の乗務割

【短時間行路について】

12. 車掌行路において短時間行路に「枠外」の表記がない理由を明らかにすること。
13. 行路の途中で「その他

【準備時間・折り返し時間について】

14. 運転士行路及び車掌行路において準備時間を1分増やした理由を明らかにすること。
15. 運転士の準備・折り返し・整理時間一覧表の乗務開始前の折り返し時間に「泊後」の項目を追加し、点呼ありの表記よりも1分増えている理由を明らかにすること。
16. 車掌の準備・折り返し・整理時間一覧表の乗務開始前の折り返し時間「泊」の時間が現行よりも1分増えている理由を明らかにすること。
17. 運転士の準備・折り返し・整理時間一覧表の酒田に「羽越上下(機留)」



10. 庄内統括センター、車掌行路1組の乗務割交番を区切らずに作成した理由を明らかにすること。
11. 車掌行路の庄内統括センター、新潟運輸区及び長岡運輸区において乗務割交番の休日に「予/公/特」の表記がない理由を明らかにすること。
12. 時間がある短時間行路を休日勤務で乗務した場合、行路途中の「その他時間」の取り扱いを明らかにすること。
13. 項目を新たに設けた理由を明らかにすること。
14. 運転士行路において乗務と駅業務等の違いを明らかにすること。
15. 車掌行路において企画等とはどのような業務を行うのか明らかにすること。
16. 車掌行路において企画業務終了後に労働時間Bを指定しない理由を明らかにすること。
17. 車掌行路において企画等を乗務行路の中間に設定した理由を明らかにすること。また、運用行路表において、企画等の業務を開始する前にノーペイ時間の表記がない理由を明らかにすること。
18. 運転士の準備・折り返し・整理時間一覧表の酒田の「入出区時間」を「入換時間」に見直した理由を明らかにすること。また、「羽越上下(機留)」の入換時間を12分にした理由を明らかにすること。
19. 運転士の準備・折り返し・整理時間一覧表の新潟の記事欄「0:30~4:10 西口改札閉鎖時、エレベーター使用により3分(準備)加算」が記載していない理由を明らかにすること。
20. 運転士の準備・折り返し・整理時間一覧表にある「長岡②(仮)」の正式名称を明らかにすること。
21. 運転士の準備・折り返し・整理時間一覧表、長岡②(仮)の入区及び出区の折り返し時間を5分減とし、入換時間を13分とした理由を明らかにすること。
22. 現行と2023年3月ダイヤ改正以降の「入換合図の継続表示及び入換合図を省略する線路区間等の指定について」の新潟支社の考え方を明らかにすること。
23. 車掌の準備・折り返し・整理時間一覧表、上沼垂の折り返し時間を全て見直しである理由を明らかにすること。
24. 車掌の準備・折り返し・整理時間一覧表の欄外に記載してあった「新潟車両センターから上沼垂駅発車時刻及び上沼垂駅着時刻から新潟車両センターまでの時間が20分を超えた場合、超えた時間を付加とする」を削除した理由を明らかにすること。
25. 車掌行路において駅業務と駅業務等の違いを明らかにすること。
26. 車掌行路において企画等とはどのような業務を行うのか明らかにすること。
27. 車掌行路において企画等の業務を新潟運輸区のみとした理由を明らかにすること。
28. 車掌行路において駅業務・駅業務等・企画等の労働時間を「その他時間」ではなく「付加時間」として

